79	北神星和台第6地区				
協定区域	北区菖蒲が丘1丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新	認可変更	1995年11月8日 1998年2月27日
	面積	3,301.27 m ² ※面積には隣接地を含む場合があります。	年月日	更新	2015年11月6日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2015年11月6日~2035年11月5日(20年)	

協定内容の概要

(建築物の制限)

- (1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、次のア、イ又はウに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの
 - イ 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2.3 メートル以下で、かつ、床面積の合計が 5 平方 メートル以内であるもの
 - ウ 地下車庫で軒の高さが地盤面から1メートル以下であるもの
- (2) 建築物の用途は、個人専用住宅とする。ただし、診療所、診療所併用住宅、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の3に規定する兼用住宅又は同令第130条の4に規定する公益上必要な建築物で協定運営委員会(以下「委員会」という。)の許可を得たものは、この限りでない。
- (3) 建築物は、 1×1 区画 1 戸建てとすること。ただし、 2×1 区画以上の区画を1 区画として建築物を建築することはできる。
- (4) 建築物の階数(地階を除く。) は3以下と、高さは10メートル以下と、軒の高さは7メートル以下とする。
- (5) 区画を分割する場合は、第3号ただし書の場合を含め委員会の許可を必要とする。ただし、その分割により150平方メートル未満となる区画が生じる場合は、区画の分割はできないものとする。
- (6)建築物の敷地の現況地盤面の高さの変更は認めない。ただし、建築物の基礎工事のための整地又は委員会の許可を受けた必要最小限度の変更はこれを認める。
- (付属建物、物置、ガレージ、塀、その他の制限)

付属建物、物置、ガレージ、塀、その他に関する基準は、別途運営委員会が定めるものとする。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

運営委員会連絡先

委員長

